

会 議 録

1 会議名

令和7年度 第4回金谷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○自主的な審議（公開）

- ・空き家対策について

3 開催日時

令和7年8月27日（水） 午後6時30分から午後7時40分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

5人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

- ・委 員： 村田会長、阿部副会長、長副会長
大瀧委員、大西委員、小竹委員、小林委員、小山委員、白石委員、
滝澤委員、星野委員、益田委員、宮越委員、吉野委員（欠席1人）
- ・建築住宅課：石澤課長、大友参事、相澤係長
- ・事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長

8 発言の内容

【小池副所長】

- ・浅野委員を除く14人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【村田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：大瀧委員と大西委員に依頼

— 次第2 自主的な審議 空き家対策について —

【村田会長】

次に、次第2 自主的な審議 空き家対策についてに入る。

担当課に説明を求める。

【建築住宅課：石澤課長】

・挨拶

【建築住宅課：大友参事】

・資料No.1により説明

【村田会長】

今ほどの説明に対し、質疑を求める。

【滝澤委員】

私は、空き家対策を自主的な審議事項にしてほしいとした発案者である。私自身、退職してから13年程空き家再生を家業として、50軒以上の空き家を再生してきた。その中で最近増えているのが、不動産会社がどこも扱ってくれない特定空き家である。こういうものについて「何とかしてもらえないか。除却するにしてもお金がない」と相談を受けた場合、私もできるものは何とかしようとするが、全部引き受けられるわけではない。一つだけ特定空き家を引き取って貸家として再生したことがある。空き家バンクについて宅建協会と全日本不動産協会に引き受けてもらって、登録しているとおっしゃったが、どこも引き受け手がいない物件について、空き家バンクに登録することができないと思うがその辺はいかがか。

【建築住宅課：大友参事】

やはり不動産取引というところがあるので、トラブルがないようにという状況があり、先ほど申し上げた二つの団体に協力していただきながら、今、制度の運用をしているというところである。その物件を取り扱う、取り扱わないは別として、必要な説明なり手続きについてはそういった団体が入ることできちんとしていただいている。

【滝澤委員】

それは説明でわかるが、どこも引き受け手がないものについては空き家バンクに登録することが出来ない。自治体によっては、市の職員なり地域おこし協力隊が空き家バンクに登録する手続きをして、市の職員が間に入って契約を成立させるという自治体もある。もし、そういう形で宅建協会とか関わらない物件だけでも、市の担当なり、地域おこし協力隊の人を雇っていただいて登録することができれば、売買の困難な物件でも流通が進むのではないかな。全国を見渡せば空き家再生について得意な方がいると思う。ご自分でそこに泊まりながら、自分でリフォームするとか、そういう技術をもった方はたくさんいる。登録をしてもらえないところを市の職員が登録してくれるような制度にしていだけないか。

【建築住宅課：大友参事】

自治体によって、空き家バンクに求めるものは違うと思う。我々が空き家バンクに求めているものは、特定空き家になる前に利活用してもらうことを考えて制度を運用しているので、滝澤委員のおっしゃるようなことは市としては考えていない。

【滝澤委員】

現在、再生が困難で一般市場にあまり流通しないということで、不動産会社の取り扱わない物件は、確かに市としても扱うのが難しいというのはよくわかる。ただ、そういうものを情報提供することによって、空き家を除却できない方や、除却しても自分の老後の資金が減ってしまうと困っている方が助かることが事実なので、他でやっている自治体があるわけだから、それを上越市でもぜひ検討していただけないか。

今回の意見書には、私の意見は盛りこんでいないが、そういうことを検討していただく余地があるのかお伺いしたい。

【建築住宅課：大友参事】

我々よりも規模の小さい自治体で、地域おこし協力隊等を入れながら、移住定住と結びつけながらそういう施策をやっている自治体もあることは承知している。我々の組織で考えたときに、我々は総数としてまずは特定空き家にならないようにということで空き家バンクの運用をしているので、今申し上げた考え方が

あるというのは承知しているが、今すぐに我々のほうでそれをやるという考えは持ち合わせていない。

【村田会長】

検討もしていただけないということか。

【建築住宅課：大友参事】

今のところは、特定空き家になる前のものをきちんと流通として回っていくように注力してまいりたい。

【滝澤委員】

市の空き家バンクで登録されている物件は、ほとんどダブルで、ポータルサイトやそれぞれの会社のホームページにも載っている。市としてそこに登録しなくても、先ほど半数が売買されたと言っているが、それが全て市のホームページ、空き家バンクを通して売買されたのではなくて、他の方法で知った方がそこに売買の申し込みをしているという実態があるかと思う。困っているのは、やっぱり登録していない、登録されないという物件である。そうしたら、登録されない物件は全部流通できないかといえ、さっきも言ったようにそれを安ければ再生してみようという方もおられるが、それは市の方が登録に対して手を差し伸べたりしないと難しいと思う。空き家バンクの登録を増やすには、今、登録してもらえないものを登録するのが1番だと思う。確かに、特定空き家になる前に流通に乗せるのが1番よい。しかし、7割の方が空き家を所有したときに、何もしないという実態がある。とりあえず、空き家の元の所有者の物置にしまして、関東とか別の所に住んでいて、市から特定空き家や管理不全空き家に指定されたと通知が来て、慌てて確認すると大変なことになっている。そうなった段階の市の支援は、不動産会社がやらないので検討していただきたいと思う。

【建築住宅課：大友参事】

周知啓発部分でいくと、固定資産税の納税通知書の中に特定空き家になる前に建物などについて考える機会を持っていただきたいということで、チラシを同封させていただいた。まずは、我々としては、特定空き家になる前に利活用を進めていきたいという思いの中で、そうした活動に取り組んでいきたい。

【小林委員】

今、滝澤委員の発言に関連するが、これまでそのような、不動産業者があまり介入したくないような物件を、市の空き家バンクに載せてほしいという依頼があつて、いろいろ調整したけれどもそれが叶わなかった。そういう案件が過去に存在しているのか。

【建築住宅課：大友参事】

全てのデータを見たわけではないので正確には分からないが、おそらく無いと思う。空き家相談会では家の処分をどうしたらよいかということで相談を受けると、宅建協会などから、家の中の家財の処分についてなど、実際に指導を受けたり、アドバイスをいただいたりする中で、売却に向けての動きを進めていくことはある。

【小林委員】

まず特定空き家にしないための動きなの다는ことは理解できるし、今お話があつたように、そういうものになる前に事前に手を打っていくというのが、基本的に進めるべき流れだとは思っている。ただ、滝澤委員も言われるように、そういう一般的なマーケット以外で困っている人たちが埋もれているのではないかと思います。

ただ、空き家情報バンクに載せるというのは、所有者がそういう意思を持たなければ始まらない話だと思う。空き家に困った方々が、まず空き家情報バンクに相談してみようと、そういった意味での相談窓口として看板を立てていただいて、「売れそうですね。売れないから、じゃあ、除却の方でこういう補助金でやっていきましょうか」とか、そういう一括窓口になれば、もう少し埋もれているようなところも見えてくるのかなという気がする。

先ほどお話しがあつたように事務局のパワーが足りないということだが、大きな情報が一括で上がってくるような体制になれば、もう少し効率的に動けるところがあるかもしれないので、そういった面でもご検討いただきたいと思う。

もう一点、文書を送付したり、対面でも訪問したりしているような特定空き家に近い物件に関してだが、その書類送付に対してどれくらいのリアクションが返ってくるものなのか。リアクションが返ってこないものに対しては毎年の繰り返しなのか。

【建築住宅課：大友参事】

特定空き家となった状態の家については、所有者の方に通知することとして処理をお願いするということだった。その中で、意向調査的なこともしており、管理や処分に困っておられる方、相談希望がある方については、コンサルティングをやっている。そこは空き家対策を専門とするNPOの方にアドバイスをいただいて、空き家をそのままにするとどれくらいのコストがかかって、解体するにはこれくらいのコストがかかるなど相談を行っていただいたりという取組をしている。

昨年もその中で除却に至ったものが2件ほどあった。その事業は令和6年から開始して今年度も続けている。それほど多くの方がきちんと文書を見ていただいていないケースもあると思うので、そうした中で、我々が現場を見た中で、我々の中でも次にどういう手を打てるかというところを検討している。

【滝澤委員】

先ほど手が足りないと言われたが、隣の妙高市では移住定住、空き家対策に地域おこし協力隊を専任で一人採用している。上越市はそういう人を採用して、空き家バンクの利用とか、空き家対策、移住定住をやろうという計画はないのか。

【建築住宅課：大友参事】

直接、空き家対策と紐付けすることは考えていない。空き家情報バンクの運営や、ホームページの運営に関しては、業者に委託して省力化を図っていく。

【滝澤委員】

手が足りないのであれば、地域おこし協力隊の空き家対策とか、不動産に詳しい方を採用するというのは、一つの有力な手段になるかと思うが、そういうことは、今後検討していただけないか。

【建築住宅課：大友参事】

専門的な知見という意味で申し上げますと、令和5年に10団体と連携協定というものを結ばせていただいている。その中には、司法書士、弁護士、建築士、行政書士、解体業をされている方々、空き家の管理されている方々、そういった団体の皆さんと協定を結んでいる。そういった知見を皆さんからいただきながら、改善対策が進めていきたい。

【滝澤委員】

地域おこし協力隊は、今のところ考えていないということか。空き家バンクが、特定空き家や管理不全空き家になる前の段階での空き家の流通を促進するために今運営しているのだとおっしゃった。それはよくわかるが、現時点で管理不全空き家や特定空き家に指定されているが、活用できる人がいれば活用できるような存在にある空き家もある。もし売れるのだったら、除却するよりも売りたい。そのままの状態で売りたいという方は当然いる。そういう方に何とか市として手を差し伸べることはできないか。

【建築住宅課：大友参事】

このお話は、先ほど申し上げたコンサルティングというところで、空き家を専門とするNPOに紹介することになっているので、その過程も含めてご相談いただきたい。

【大西委員】

特定空き家になる前に何とかしたいということでやられていることが、固定資産税の納税通知の中にチラシを入れるということと、空き家バンクということだが、それ以外に何かされていることはあるか。

【建築住宅課：大友参事】

年に1回セミナーを開催している。

【大西委員】

セミナーというのはどういうタイトルで何に対してのセミナーか。どういうことの内容なのか。

【建築住宅課：相澤係長】

空き家のセミナーは年1回開催しているが、内容は昨年度で言うと、管理方法と生家が空き家にならないように、生家の将来を考えてみませんかというような内容で、利活用であったり、空き家バンクの件も宅建業会の方にご紹介いただきながらセミナーをやっていた。

【大西委員】

そのセミナーの対象人数はどのくらいで、どのくらいいらっしまったのか。

【建築住宅課：相澤係長】

市民プラザの1番奥の会議室を想定しているので、100人弱程来ていただける。定員は昨年度でいうと70名位で、チラシを作らせていただいて、あとは、SNSやホームページでお知らせした。

【大西委員】

それ以外に何かあるか。

【建築住宅課：大友参事】

「すまいの終活ノート」ということで、令和5年に作っているが、特定空き家や管理不全空き家になる前に、空き家について考えてもらうものである。

【大西委員】

市役所に行かないと貰えないのか。

【建築住宅課：大友参事】

南北出張所と区の総合事務所の窓口にも置いてある。また、ホームページにも載せてある。

【大西委員】

ホームページを見る対象者の方でない方が空き家をお持ちだと思うが、そういう方たちに対して何か手段はないか。ホームページを見るのは、50代以下くらいの人たちで、60代、70代は中々見ない方たちが多いと思う。私たちは、市役所に行ってみたりするが、何かそういうお知らせみたいな形をもう少ししたほうがよいのではないかと思う。確かに固定資産税の納税通知に2種類入っているが、見ないで処分することも結構多かったりするんで、もうちょっと分かりやすくすることが可能かどうかというところなのだが。

【建築住宅課：大友参事】

まさに50代あたりをターゲットにしている。私も50代だが、親がもう70後半、80歳を過ぎているので、空き家になるのもそう遠くないかなと思っている。そういう人たちに考えていただきたいというところで考えている。

【建築住宅課：石澤課長】

実は、今までセミナーというものを毎年していたが、どちらかというと、空き家

になってしまったがどうしようという形のセミナーであった。親が亡くなって空き家になってしまった。さあどうしようといったとき、リタイアした人間が、いきなりある日突然空き家の問題が降りかかってきても対応するのはなかなか難しい。

今、需要が伸びている中で、そういう状況なのかと思っている。その中で、昨年のセミナーについても、もっと若い世代、要は、現役世代をターゲットにして、こういう問題があるのだ、今のうちに準備してほしいという形で開催したところ、大きな反響があった。私どもとしては、いかに関心を持っていただくことを考えている。

【大西委員】

以上がやっていることの全てか。この間、金谷区では町内会長が皆さん集まってくださって、空き家問題について大体把握したが、空き家バンクを登録しているところはとても少ないと思われる。それ以外の登録していない方たちに対して、何かアクションを市から起こされているのか、やはり所有者が言ってくるまで待っているのか。

【建築住宅課：大友参事】

基本的にはご要望があった段階で、我々のほうでお話を聞ききしている。

【大西委員】

こちらからアクションを起こさない限り何もしない感じか。何もできないのか。

【建築住宅課：相澤係長】

市で把握している空き家の数は、多分、皆さんが調べていただいている空き家の数とイコールではないと思う。市に連絡をいただいたりするというのは、ある程度お隣の方が困っていたりして連絡をいただくことがあって、その中で、損傷がひどいものだと特定空き家になるということもあるし、そういったものすべてを把握しているわけではないので、なかなか空き家の所有者皆さんに空き家バンクの存在を伝えられていると言われると、ホームページなどで周知しているということになる。

納税通知書に入れさせていただいたところには、この住まいの終活ノートのご案内と空き家バンクのご案内をさせていただいている。約8万通の納税通知書は、市

から土地、建物を持っている皆さんに送られているので、なるべくそういったところで目を通していただけるように私たちも考えているので、その辺はご理解いただければと思う。

【建築住宅課：石澤課長】

空き家であったとしても、しっかり管理している方もいる。そういう方に対して、私どもが干渉するののかというのはあると思う。私どもにできるのは、どちらかというとそこから一步進んでしまったものである。その中で、こういう制度もあるので相談してくださいと、アクションをさせていただいているつもりである。これからは、もう少し所有者に伝わるようにしたいと思う。

【大西委員】

三和区で、介護施設の方が空き家を購入して、そこを寮みたいな形にして従業員を住ませているというお話を聞いたことがある。そういうアクションは、市役所の方からされるわけではなくて、施設とかそういう方たちが動く形なのか。

【宮越委員】

介護施設のほうは、介護事業者が地域の状況を把握しているので、市は基本的に幹旋できない。だから事業者がそういう情報を集めて一般空き家を買って、自ら介護老人ホームとかショートステイ用に改造して使っているところもあるし、今言われるように寮にしているところもある。うちの町内にも同じように空き家を使いたいというアクションがあった。

行政というのは基本的には申請主義で、その権利、または関係者が申し出て初めてアクションを起こせるという仕組みに戦後になった。戦前は、公権力が反強制的に各家庭に手を突っ込めたが、戦後、民主主義になって、いろいろ制度が作られている。今、大西委員から見ると、もうちょっと行政が個人に突っ込んでよいのではないか、対応が足りていないという印象だろうと思うが、制度的にはここまでしかできないという制限がある。例が適当か分からないが、生活保護の場合は、これは申請主義である。どんなに保護が必要な人であっても、申請がない限り行政から保護することはできない。中には、自分は保護をもらいたくないという方に対して、生活保護を担当している職員が、積極的干渉と言うが、普通の生活するためには保

護があったほうがよいのではないかなというようなことは言うが、最後は本人の意思である。それと同じで、課長が言われたのは、空き家であっても本人はずっと持ち続けていたい。そのためには管理するという人もいれば、そういう気持ちはなくて放っておく人がいる。そういういろいろな人がいるというのが今の実態なのではないかという気がする。

【小林委員】

今月号の地域協議会だよりは、空き家についてまとめていて、空き家情報バンクと住まいの終活ノートのQRコードを載せていただいた。これから配布されると思うが、アクセス数を管理することはできないか。金谷区で全戸に配布されるので、アクセスが増えるか増えないか、ちょっと注意深く見守っていただきたいと思うし、住まいの終活ノートを通知に同封するのは多分不可能だと思うので、QRコードとかでよいので、事あるごとに封筒とかに入れていただければ、行政からの封筒のQRコードなら怪しいと誰も思わないと思うので、安心してくれるのではないかなと思うので、ぜひ今回この金谷区地域協議会だよりが何かプラスに作用しているのかどうか、ぜひ注意深く見守っていただきたいと思う。

【滝澤委員】

特定空き家や管理不全空き家になる前の対策というのは、本人が空き家に対して意識をどう持てるかというところにかかっていると思う。例えば、相続して自分が空き家の所有者になると最初は意識しているが、遠くに住んでいる方々はだんだん意識から遠のいていく。ずっと同じだと皆さん思っているが、1年、2年、3年と経つうちに雨漏りが始まったり、給排水がダメになったりしていくが、意識から消えているからそういうことに対して注意が向かないという人がほとんどである。

そこに、固定資産税の納税通知で空き家についての案内をもらってもなかなか空き家に意識が向かないというのが実態だと思う。意識をどうやってもたせるかということについては、例えば、地域おこし協力隊を雇って、空き家について調査してもらうとか、町内会から定期的に挙がっている報告の中で、だんだん空き家の管理が悪くなって、放つといたら大変になるぞというような物件について、固定資産税の課税対象の明細を送るときに案内を同封するだけではなく、所有者に対して電話

はできないのか。電話をしていただいて、「今こういう状態でこのまま放置すると、管理不全空き家や特定空き家に移行する可能性がある。ぜひ今の段階でご検討ください。市ではこういう対策もやっているの、どうか参考にしてください」と、電話をもらえば、意識はそちらに向くと思うがいかか。

【建築住宅課：大友参事】

納税義務者への電話番号は、基本的には承知をしていないケースがほとんどである。登記にも住所が載っているが、電話番号等は載っていないので、我々としては、その時には把握できていない。

【滝澤委員】

町内会で把握しているところもある。町内会からの報告をもらって電話することはできないか。

【建築住宅課：大友参事】

我々が関係する空き家の情報を把握することはできるかもしれないが、特定空き家なので情報を教えてくださいと言うことはできない。

【滝澤委員】

特定空き家かどうかを町内に知らせる必要はないかと思う。町内でも特定空き家がどうかということは把握しないまでも、管理があまりされていないというのが分かる。それについて報告を上げるときに、町内で所有者の住所と電話番号を把握していれば良いのではないか。

【建築住宅課：大友参事】

特定空き家になれば、我々のほうでいろいろな調査して、確認をして連絡をさせていただくケースがある。

【滝澤委員】

約3000戸ある上越市の空き家全てに、連絡をしろと言っているわけではない。もちろん、管理がしっかりされていて、自分で時々来て庭木の剪定をしているし、お盆とかに仏壇にお参りする方々はよい。ただ本当に意識から消え去ってしまって、ほとんど管理されていないというのが、町内でも見ればわかるし、特定空き家が管理不全空き家に指定されたか、されないかに関わらず町内でも困っている。それに

ついて情報をもらって、市と町内で協力して意識を高める、今こういう状態にいる
ということではできないのではないか、対象を絞ってやるとしたらできるのではないか
と思っている。

【建築住宅課：石澤課長】

私どもが手紙だけで連絡するという手段について、例えば、町内会長から電話番号
を聞いて私が空き家の所有者に電話をかけたときに、場合によっては、所有者か
ら「なぜ、電話番号を知っているのか」と、個人情報の取り扱いについて問題にな
る場合もある。個人情報を取り扱って行う手段について、否定するものではないが、
非常に慎重にせざるをえないことをご理解願いたい。

【宮越委員】

特定空き家について町内会から情報をもらうときに、町内会長にはどんな条件で
情報をもらっているかを確認はしているか。例えば、もらった情報を行政目的で使
うことがあり得るとか。その条件で情報をもらっていないと、今、課長が言ったと
おり、個人情報法令上条例違反になるから、それがなければ使えないということに
なりえる。行政が把握していてもということではないかと思う。

【建築住宅課：大友参事】

町内会長にお願いをして、空き家の情報を報告していただいているが、その中で
は電話番号まで教えてくださいとはしていない。

【大西委員】

今年のプランは大体立っていると思うが、私たちの意見とか、いろいろな方々の
意見を聞いて、課として来年のプランを立てると思うが、それが決まるのはいつな
のか。今年はこれをやろう、年1回のセミナーを2回にしようとか、固定資産税の
通知書にこのチラシを入れようとか、そういう方策を決めるというのがあると思う。
いつまでに来期の方針を決定しようみたいなものはいつぐらいに決まるものなの
か。もう決まって考えていらっしゃるのか。

【建築住宅課：大友参事】

来年の予算編成についてだと思うが、来年の予算編成については今話している
ところである。役所のルールの中で大体固まってくるのが、1月くらい、2月になる

と3月の議会に提案をしなくてはいけないと思うので、最終的に固まってくるのは1月である。

【大瀧委員】

空き家についてだが、市役所から出されたこの回答書を読んでもみると、まだまだスタートして間もないので、いろいろ経験を積んで裁判の判例ではないが、市民がよい方向に処理できるというような方向に持っていくのが大事だと思う。

そのためには、空き家があった場合には、その空き家バンクという制度が上越市にあるということも、もう少し一人一人の市民に分かってもらう方向が大事だと思う。知らない人が随分いる。いろいろな機会に、一年に一回だけ市の広報で載ってきたらなんていう程度でなくて、いろいろな機会があったら、文章でもいろいろな説明会というか口頭でも、それから事例も話してもらったほうがいいと思う。

【村田会長】

その点を行政のほうも前向きにPRするように進めていただきたいと思います。

他に意見はあるか。

私たちも一生懸命、一年に及ばぬとする時間をかけて審議してきたが、私どもの力の限界も知ったし、また行政も今日いろいろご説明いただいたけれども壁があるようだ。しかし、金谷区から空き家を少しでも無くそうという熱い思いで、ご意見をさせていただいたので、細かいことをいろいろ申し上げたが、ぜひ、上越市から空き家を少しでも減少しようということを行政で旗印にさせていただきながら、今後の務めをしていただきたい。本当にいろいろな意見を皆様方からいただいたが、これをもって一つの区切りしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

【宮越委員】

今村田会長が総括的におっしゃったので、私の気持ちとしても同じだが、この空き家対策について、市の担当課の皆さんにこれからまた検討する機会があればというのを一つだけお願いしたいのは、実はこの件に限らず、今、町内会、各世帯、少子高齢化が進んでいる。町内会の役員をやっている方もこの中にたくさんいるが、町内会が立ち行かなくなっている。

そうした時に、どこまで町内会で住民のためにやるかという中で一番大変なのは

ゴミの問題である。町内会から抜きたいという人も出始めている。では、ゴミをどうするのだといった時に、最後は、もともと行政の仕事だから行政がやってくれるしかない。そうした時に今までの慣例で町内会がやっていたものを行政が急にできるということにはならないが、いずれ全ての町内会でそういった問題が出始めると思う。だから、今以上に行政の負担が増えるかもしれないが、可能な方法の中で今まで手を出せなかった行政が手を出す部分を少しずつ考えていってもらったほうがよいのではないか。高齢化でやはり立ち行かなくなっているというのが事実、出始めている。一つの例だが、各家庭についてもそれは同じだろうと思っている。よい機会なので、また検討する機会があればお願いしたいと思う。

【滝澤委員】

いろいろ言わせていただいたが、回答書を読んだときに、確かに上越市もいろいろな対策をやっているというのは、もともと私は知っていた。それから、空き家バンクのホームページについても、スタートはひどかったがサイトを独立して民間に任せてかなり良いものになってきたというのはわかっている。この回答書を見ると、「今、このように頑張っている。引き続き、必要な措置を講じる」とか、「他団体の方向を踏まえながら効果的に支援のあり方を検討する」とか、「今後とも引き続き柔軟に対応していく」というふうに回答されていて、新しくこうやるとか、こういうところを改善していくのだという回答がないものになっている。ぜひ、さっき私が言った、今載せられない不動産会社が扱わない物件を載せるだとか、地域おこし協力隊を活用するだとか、それから今回は言わなかったが、もっと空き家を減らすだけではなくて、空き家を本当に活用する。高知県梶原町の事例はご存知か。補助金で空き家を、どんどん再生して、空き家が足りなくなっているという自治体もある。こういうところの施策を取り入れて一つでも二つでも新しいもの、改善すべきものを付け加えていただきたいと思う。

【村田会長】

この意見を頭に入れていただいて、考えていないと言わないで努めていただきたいというのが私たちの思いである。それでは、これをもって、私どもの空き家対策についての一つの区切りとする。私どもは好きなことをいろいろ言わせていただい

たが、ぜひまた行政の力をもって空き家対策に努めていただきたいというのが、私どもの最後のお願いである。

【建築住宅課：石澤課長】

大きな発破をかけられたと考えている。一つ言いたいのが、私どもは今のままでよいと思っていることは決してない。上越市の現状を少しでも前に進めたいそういうふうを考えていきたいという気持ちは持っているつもりなので、ご理解いただきたい。ただ、先ほど宮越委員がおっしゃった、高齢化、町内会が立ち行かないということ。私も役員をしていてそう思っている。町内会の文化というか、今までの日本の文化というか生き方が少しずつ崩れてきている。それをどうやって対応していくのか、非常に難しい時代だと思う。単純に行政だけでやれるものではないので、今後とも皆様のご協力をお願いしたい。

(建築住宅課 退席)

【村田会長】

では、自主的審議「空き家対策について」だが、今回意見書の回答をもって審議を終了し、以前から吉野委員からの提案、前期の委員からの引継ぎでもあった金谷山の活性化について審議していきたいと思う。

- ・これについて意見を求めるがなし

次回からの審議の進め方については、事務局を含めて正副会長で考えて、皆さんにも提案していきたいと思う。

以上で、次第2 自主的な審議（1）空き家対策についてを終了する。

— 次第3 その他 —

【村田会長】

次に、次第3 その他に入る。

- ・次回以降の協議会の日程を確認
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。